

物 品 等 入 札 約 款

(目的)

第1条 山武郡市広域行政組合の発注に係る物品の購入又は製造、印刷の請負及び委託業務（工事に係る調査、測量及び設計を除く。以下「委託業務」という。）に関する契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

- 第2条 入札参加者は、仕様書、見本物品等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
この場合において仕様書、見本物品等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は物品の購入、製造及び印刷の請負、役務の提供、賃貸借、業務委託等にあつては、別記第1号様式（その1）により作成し、又は車両の購入及び物品（車両を含む。）の交換にあつては、別記第1号様式（その2）により作成し、封かん
のうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。
 - 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。
 - 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。
 - 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

- 第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（未入札）

第4条 入札参加者が、入札開始日時までに入札書又は入札執行の完了に至るまでに辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

（入札の取り止め等）

- 第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。
- 2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取り止めることとする。

（無効となる入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を上回る金額での入札
- (10) 事後審査方式による一般競争入札の場合において、提出期限までに入札参加資

格を確認する資料を提出しなかった落札候補者のした入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(保留)

第7条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留するものとする。

- (1) 事後審査方式による一般競争入札の場合において、落札候補者の入札参加資格の確認審査を実施するとき。
- (2) 入札執行者が特に必要と判断したとき。

(落札者の決定)

第8条 物品の購入又は製造、印刷の請負及び委託業務に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額を加算した金額を落札価格とする。

2 車両の購入及び物品（車両を含む。）の交換による購入に係る入札においては、入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額を落札価格とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札の回数は、原則として2回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、当該再度入札の前の入札に参加した者とする。ただし、当該再度入札の前の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものと

する。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年山武郡市広域行政組合条例第12号）第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この約款、仕様書、見本物品、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 契約担当者は、必要があると認めるときは、入札参加者から入札金額見積書の提出を求めることができる。

附 則

この約款は、平成12年7月10日から施行する。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年3月5日から施行する。

附 則

この約款は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この約款は、平成28年9月1日から施行する。